日野市の清流保全のとりくみと「用水守」（市民ボランティア）制度による活動

日野市

1. 日野市の概要

日野市は東京都心から西へ約30kmに位置し、面積27.53km^2、人口17.5万人で、北に多摩川、市の中央を西から東に浅川が流れています。市の地形は、多摩川や浅川の沖積低地が広がり、これらの河川の河岸段丘から形成された台地と崖線、さらには市の南部には多摩丘陵が広がり、まとまりのある緑とともに谷戸や沢の地形が残存しています。このため、それぞれの地形特性に適した多様な動植物の生息が確認されています。こうしたことから、崖線や多摩丘陵の緑地や湧水の保全とともに、多摩川・浅川、そして河川から導かれた用水等の水辺環境の保全を重点施策のひとつとして、清流と緑の豊かな環境の良いまちづくりを目指しています。また、甲州道中の日野宿として栄えた町で、日野宿付近には多くの用水路が流れ、今でも日野宿の本陣が残っております。そして、新選組副長土方歳三の生誕地である日野のまちを、『新選組のふるさと』として、歴史のある街並みを再生していく「日野宿通り再生事業」を進め、用水を復活し、幕末から明治時代の景観を復元していく事業も進めています。

2. 水の郷・日野　ー豊富な河川・用水・湧水ー

多摩川や浅川の沖積低地には、戦国時代末期の新田開拓の頃より、農業を目的とした用水が掘られ、市内を網の目のように流れています。現在でも多摩川から取水する日野用水、浅川から取水する川北用水・平山用水・豊田用水・上田用水・向島用水、程久保川から取水する落川用水・一ノ宮用水など総延長170kmの用水があります。また、段丘崖の崖線から湧き出る湧水や多摩丘陵の谷戸や沢筋の湧水など約200箇所の湧水があり、黒川清流公園湧水群、中央図書館下湧水、小沢緑地湧水は東京の名湧水にも指定されています。

そして、河川・用水・湧水などの水域が市域の14.8%を占め、日野市の水循環や水環境を支える大きな要素となっています。こうした恵まれた水辺環境を生かして、「水辺に生態系を」というスローガンのもと、様々な生きものが生息し、良好な水辺環境を残していくとりくみを実施しています。この様なとりくみを市民とのパートナーシップにより協働で行われてきたことが評価され、平成7年には、当時の国土庁から「全国水の郷」にも選ばれています。

図1　日野市全図

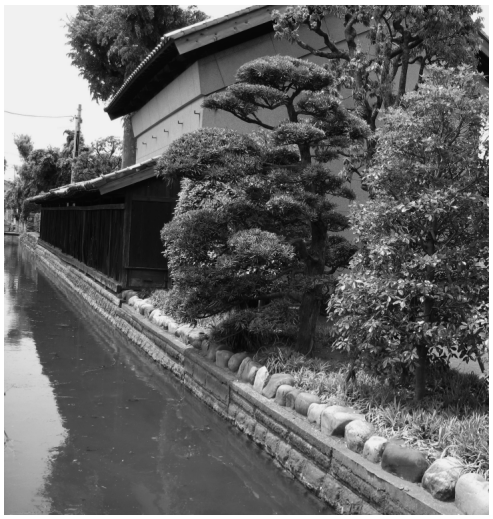

図2　豊田用水板塀の景観

3.「用水守」制度

(1) 用水組合によって維持管理されてきた用水

市内を流れる用水は、400年を超える歴史があり、総延長は170km以上に及びます。用水は、元来水田耕作者にとって欠かせないものですが、暮らしに潤いを与えると共に、日野の個性豊かな原風景の一つとなっています。用水は長年、用水組合や土地改良区といった農業耕作者によって構成される組合をつくり、用水の維持管理を積極的に行い、用水を水田に引き込むために様々な苦労をしてきました。

(2) 年間通水と用水保全のための行政の役割

日野市は東京の都心から西へ約30kmに位置することから、近隣市とともに、昭和30年代後半より都市化が進みベッドタウン化してきました。そして、住宅開発や道路整備が進み、宅地化とともに生活雑排水が用水に流れ水質汚濁が進行しました。当時、農業用水は、春に河川から取水を開始し、秋には止水するというものであり、非灌漑期の冬場は悪臭と水質汚濁により悪化していました。日野市では「水と緑の文化都市」を目指し、安易に用水を暗渠化して、悪臭防止策をとるのではなく、用水に年間を通じて通水をして、用水の水質汚濁を解消する施策（清流条例：昭和51年施行）を開始しました。現在では、「水辺に生態系を」というスローガンを基本に、生きものが生息できる水環境の整備や保全を実施していますが、年間通水するという施策の運用によって活かされています。

この清流条例の施行により、用水への年間通水を開始し、用水の管理も用水組合だけでなく、行政としても関わるようになりました。特に、水田耕作者にとって欠かせない夏場の流水管理は従来のまま用水組合が行い、冬場の非灌漑期の流水管理を行政が主体となって行うようになりました。また、都市化が進むことによって生じる用水の護岸整備や用水の溢水対策など、用水組合に代わって行政が実施せざるを得ない状況になってきました。

図3　小学生の「用水守」による用水の清掃活動

(3)「用水守」の必要性

従来から用水の維持管理を実施してきた用水組合の後継者不足や高齢化、また行政活動としても多様化する行政課題解決のために、用水維持の費用負担の増加が厳しくなり、用水組合と市だけの活動では、用水の維持保全が難しくなりました。そこで、日野市では、行政や用水組合の活動に限らず、用水の景観を将来にわたって維持していくために、地域のボランティア活動としても関わっていただくように、地域の住民や自治会に参加を呼びかけはじめました。従来から用水は、農業用水として田畑を潤し、また、収穫された野菜の泥洗いなど、農業者にとってはかけがえのないものでした。水田が減少する昨今ですが、田畑を潤す農業用水としての機能のほかにも、環境用水、防火防災用水、消融雪用水などの地域の用水として、市民への便益性が高まっています。いわば、公園などとともに、市民全般に用水の便益が及ぶといっても過言ではなくなっています。そこで、市・土地改良区や用水組合だけが用水管理を行うのではなく、市民と行政との協働によって用水の保全活動の充実が図られ、用水の維持管理を進めていくことが必要と感じたわけです。実際には、土地改良区や用水組合の高齢化、後継者不足、さらに行政としての維持管理費の減少などといった課題を解決していく上で、「用水守」制度を導入し、市民ボランティア活動により用水の存続を図っていることは否めません。しかし、市民全般に用水路など水利施設の存続の大切さと用水がつくりだす景観の保全の必要性を理解してもらい、用水を市民の身近な潤いの場として位置づけられるように、市民の意識を高め、市民との連携・協働を進めていくことを目的としています。そして、多くの市民が用水の維持保全に関わり、さらには用水の関連行事に参加できるように支援していく体制をつ

くっています。
① 日野市「用水守」要綱設定
② 用水組合・自治会への説明及び協力要請
③ 市民へのPR
④ 公募により「用水守」募集 → 登録
⑤「用水守」活動の実施（清掃、草刈りなどのボランティア作業）

平成14年度に制度化した「用水守」の活動も、だんだんに市民にその必要性を感じとっていただき、平成20年3月末現在、46団体508名の方に登録いただき、「用水守」として、用水の維持管理活動を実施していただいております。

図4　「用水守」の活動状況

(4)「用水守」の活動

「用水守」には、小学生から80歳代の方までが登録いただいている状況で、「用水守」に登録いただいた本人の意思により、用水の清掃や用水沿いの草刈、また緑化活動などを実施していただいています。そして、行政としては、「用水守」の活動が長続きできるように、本人の意思により、作業内容や作業頻度などについて決めていただき、その作業を支援しています。こうしたことから、毎日、用水に出て清掃している方から、年に数回といったぐらいの方々まで、活動状況も様々です。さらに、定期的に「用水守」の方々と用水組合の方々との交流会を開催し、用水保全に向けた活動の情報交換を進めています。

4. 市民参画での水辺環境保全（用水や湧水の活用）のとりくみ事例

(1) 向島用水親水路（用水を引き入れた水辺ビオトープのある学校）

浅川から取水している向島用水は、かつてはコンクリート護岸や石積で整備されていました。平成4年度から4ヵ年かけて、この護岸を壊して、様々な水辺の生きものが生息できるように、土堤の用水に環境整備するとともに、用水に隣接する市立の潤徳小学校に用水の流水を引き込み、トンボ池など用水を利用したビオトープのある小学校にしました。多様な生物の生息環境を整えるとともに、かつてこの地域にあった水車を復元するなど、地域のコミュニティとしての場の利用も促しています。潤徳小学校では、この用水を利用して環境学習を進めるとともに、向島用水親水路と浅川一帯を国土交通省の進める「水辺の楽校」に登録し、地域を交えた環境学習活動が広がっています。なお、財団法人日本生態系協会が実施した第一回全国学校ビオトープコンクールで向島用水親水路での取り組みが評価され、潤徳小学校が優秀校に選ばれました。

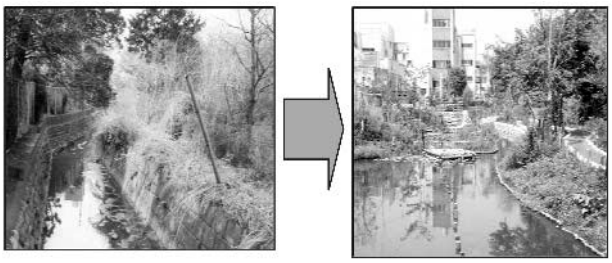

図5　向島用水整備前と整備後

図6　向島用水親水路水車

(2) よそう森公園（用水と水田をいかした公園）

よそう森公園沿いに日野用水よそう森堀という素堀の用水が流れ、平成2年頃から市民団体と市による用水の保全活動を行ってきました。その後、この地域で土地区画整理事業が開始され、この用水に沿った場所を公園予定地に換地しました。平成13年に、従来、公園予定地の一部は水田であったことからも、水田を復元し素堀の用水を残しながら、水田公園づくりを実施しました。水田の復元に際しては、地域の方や市職員で荒廃した農地を再生し、畔を掘り水路の再生や水田の復元を行い

ました。現在、公園内の水田部分については、近隣の東光寺小学校と中央公民館で主催する「田んぼの学校」で維持運営されています。

図7　よそう森公園

(3) 黒川清流公園（湧水をいかした水と緑を保全する公園）

浅川の段丘崖にうっそうと茂るクヌギ、コナラの雑木林が続き、崖線下から湧き出る豊富な清涼な湧き水を利用して、全長600mの流れと池、遊歩道、あずまやなどが設けられ、身近に水と緑に触れられる親水空間になっています。黒川清流公園沿いは、東京都によって6haの緑地保全地域に指定され、自然環境に恵まれた地域となっています。野鳥や昆虫の観察も楽しめ、自然観察会が開かれるほか、市民団体による保全活動によって良好な水と緑の保全が支えられています。平成2年度に「手づくりふるさと賞」（国土交通省）に選定され、その後も市民活動が継続され維持管理されてきたことから、平成18年度には、「手づくりふるさと大賞」も受賞しました。

図8　黒川清流公園

5. 清流保全条例－湧水・地下水の回復と河川・用水の保全

(1) 清流条例の全面改正

昭和51年に用水への年間通水を目的とする清流条例が制定されてから30年以上が経過しました。そして、平成18年、用水だけに限らず、湧水や地下水の保全にまで目を向け、日野市の水辺の将来像を規定し、水環境の保全・再生を重点に、今の時代に合った条例に全面改正しました。用水への年間通水はもちろん、用水の開渠化の促進、湧水や地下水の回復、パートナーシップを築き上げている市民団体への支援や流域の視点などを具体的に盛り込んだ「日野市清流保全－湧水・地下水の回復と河川・用水の保全－に関する条例」を市民参画のもとにつくりあげました。

(2) 湧水保全を念頭においた清流保全条例

平成14年度から、用水や河川の環境整備だけでなく、湧水や地下水の保全を踏まえた計画づくりが市民参画のもとに始まりました。湧水の実態調査、ワークショップ等を実施しながら、「湧水・水辺保全利用計画」の策定や湧水マップづくりを行いました。そして、この計画づくりの最終のまとめでは、「貴重な財産である湧水を後世の人々に伝えていくために、湧水や地下水の保全を目的とした条例化をめざす」ということで締めくくりました。

そして、同じ頃、市議会でも地下水や湧水保全に関する条例の制定に向けた質問がされ、湧水の保全を念頭においた「清流保全条例」の制定へ向けて拍車がかかりました。

(3) 市民参画による条文づくり

平成16年11月、公募によって集まった市民と市職員のプロジェクトチームによって清流保全条例づくりを開始しました。まずは、条例づくりの経緯、全国での「清流条例」や流域でのとりくみ等の勉強会を経て、実際に条例の条文づくりに入りました。日野でやってきた今までの取り組みに誇りをもち、日野らしさを出した「清流保全条例」にすることを念頭に置き、平成17年6月に市民とともに考え上げた条例案が出来上がりました。

①開渠化を促進する用水を具体的に列挙、②用水保全の重点箇所の列挙、③土堤の用水を保全する姿勢、④用水への転落防止柵の木柵化、⑤湧水保全の重点箇所の列挙、⑥雨水浸透施設の義務化、

⑦災害時に利用可能な井戸指定、⑧「用水守」をはじめ支援していく市民活動団体の列挙、など詳細にわたって具体的に表記しました。

その後、内部調整やパブリックコメントを実施し、平成18年6月議会で可決され、平成18年10月1日より施行しました。

6. 日野市における清流行政の今後の展開

行政活動として実施してきた用水保全のとりくみは、用水を何百年にも渡って守り続けてきた農業耕作者を中心とした用水組合の方々の苦労に比べれば、比較になりません。しかしながらも、日野の原風景の一つであり、貴重な歴史的な財産である用水を将来に渡って保全していくには、行政も動き出さなければなりません。そんな中、「用水守」の制度を設けたり、30年前の「清流条例」を全面改正し、用水に限らず、河川・湧水・地下水といった日野の水環境を支える水域全体を対象とした「清流保全条例」を制定しました。

水循環の確保のためには、流域一体となった水環境の保全や回復が急務であり、流域一体の条例化などの課題は残り、今後はもっと短い期間で条例が改善されていく可能性を残しています。また、清流保全条例だけによって、日野の水環境の保全が担保されたわけではありません。今後も、用水を守り続けた先人や「用水守」などの方々、条例づくりに関わっていただいた多くの市民との情報交換や、市民参画での施策の運営によって日野の水環境は守られていくものと思っています。

小笠俊樹